

定期予防接種

(令和7年度)

高齢者 新型コロナウイルス感染症予防接種 説明書

和木町保健相談センター (TEL 0827-52-7290)

< 注 意 >

新型コロナウイルス感染症は、令和6年4月に予防接種法上、「特例臨時接種」から「B類疾病の定期接種」として位置づけが変更となりました。「B類疾病の定期接種」は、個人予防目的のために行うものです。接種を希望する方は、この説明書をお読みになり、予防接種の効果、副反応、対象者、健康被害救済制度などを理解し、かかりつけ医とよくご相談のうえ、接種を希望するか判断してください。

新型コロナウイルス感染症予防接種の効果

新型コロナウイルス感染症予防接種は、発病をある程度抑える効果や、発病後の重症化を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されています。その他、心筋炎、アナフィラキシー等の報告もあります。

新型コロナウイルス感染症予防接種を受けることができない方

- (1) 接種当日、37.5℃以上の発熱がある方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている方
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- (4) 予防接種の接種液の成分に対し、重度の過敏症の既往歴のある方
- (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

接種前に医師と相談する必要がある方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- (3) 過去にけいれんの既往のある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれがある方
- (6) 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方

他の予防接種との関係

B類疾病の定期接種（インフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナ）の同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

接種対象者

法律で決められたインフルエンザ予防接種の対象者は下記のとおりです。

※町内に住所を有する人で、次のいずれかに該当し、ご本人が接種を希望する場合

（１）接種時に６５歳以上の人

（２）接種時に６０歳以上６５歳未満で、次のいずれかに該当する人

A．心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害で身体障害者手帳１級程度の障害のある人

B．ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人

しかし、予防接種を受けることの義務はなく、ご本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。また、接種を受けるご本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません。）

自己負担

４，６８０円（生活保護受給者は、無料）

接種後の注意点

- （１）ワクチン接種後２４時間は健康状態の変化の出現に注意してください。特に接種直後の３０分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。
- （２）接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過敏な運動を注意してください。
- （３）接種後、接種局所の異常反応や体調の変化があった場合は、速やかに医療機関に受診してください。
- （４）予防接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合、医療費及び医療手当等、予防接種法に基づく救済制度が適用されます。但し、その健康被害が予防接種によるものであることが専門家による審査会で審議され、厚生労働大臣が認定した場合に限ります。

この説明書は、予防接種必携、予防接種ガイドライン等より抜粋しています。